

# 学校いじめ防止基本方針

令和6年4月22日  
大子町立生瀬中学校

## 1 法律上のいじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

## 2 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### 【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### 【いじめの禁止】

いじめを行ってはならない。

### 【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、すべての生徒が安心して、学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに、その再発防止に努める。

## 3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ア 学校におけるいじめの防止

(ア) 学校の重点目標の1つとして弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、いじめ防止対策に組織的に取り組む。

(イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止のため生徒が自主的に行う生徒会活動に対する指導を行う。

(エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発に努める。

その他必要な措置として、道徳・学級活動等の時間を利用し、人権作文や人権・いじめ防止標語募集・集会等を実施する。

#### イ いじめの早期発見のための措置

##### (ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、定期的な調査等を次のとおり実施する。

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| ①生徒対象いじめについてのアンケート | 月末に1回        |
| ②定期教育相談を通じた生徒との面談  | 年2回(6月, 11月) |
| ③学習・生活アンケート        | 各学期末1回       |

##### (イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行いやすいよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ①スクールカウンセラーの活用
- ②校内オンライン相談窓口の設置

##### (ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

#### ウ インターネット等の携帯端末への対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のイ

ンターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえること。

また、SNS等を用いてのいじめを効果的に防止するために啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯端末等の使用等の情報モラル研修会等を行う。

## (2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、(スクールカウンセラー)

※必要に応じて 警察、児童相談所、町教育支援センター

〈活 動〉

①いじめの早期発見に関すること。(アンケート、教育相談等)

②いじめ防止に関すること。

③いじめ事案の対応に関すること。

④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

〈開 催〉

いじめ対策委員会は、いじめ事案の発生時に臨時開催とする。ただし、日頃より、企画会や職員集会等でいじめ等の情報を共有し、全職員でいじめの早期発見・解決にあたる。

イ いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに委員会を開き、事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は教育委員会等と連携し、いじめをやめさせるとともにその再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する対応と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## (3) 重大事案への対処

ア 重大事態の定義

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。

イ 重大事態の判断について

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※被害児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

ウ 「生命心身財産重大事態」に係る判断について

「生命心身財産重大事態」に該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する必要があります。

「心身に重大な被害が生じたこと」における心身への被害については、いじめを認知し、対応を行った後も、当該児童生徒の様子を継続的にきめ細かく観察するなど丁寧な対応を図る。例えば、被害児童生徒が、いじめの事案で退学・転校した場合は、退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当し、適切に対応することが求められる。

エ 「不登校重大事態」に係る判断について

欠席の相当の期間とは、年間 30 日が目安となりますが、「不登校重大事態」に該当するか否かの判断に当たっては、欠席期間が 30 日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、「生命心身財産重大事態」と同様に、「不登校重大事態」についても、該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する。学校又は設置者が、いじめがあったと確認していなくとも、重大事態として捉え、調査の結果いじめが確認されなかったり、いじめにより重大被害が発生した訳ではないという結論に至ることもある。

オ 「重大事態」への対応について

重大事態が発生した場合の報告等については、下記の流れのように進める。

発生報告

↓ ・ 重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長へ報告する。

調査

↓ ・ 当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

情報提供

↓ ・ 当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

調査結果報告

↓ ・ 調査結果について、当該地方公共団体の長へ報告する。  
・ 希望により被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添付できる。

再調査

↓ ・ 報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、調査を行うことができる。

再調査報告

↓ ・ 地方公共団体の長が再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければ

カ 重大事態の発生についての報告の流れ

学校→設置者（教育委員会）→地方公共団体の長  
↓  
県教育委員会

(4) 学校評価への活用

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。